

建設リサイクル法届出 電子申請開始！

（届出済シールは廃止）

- 令和7年10月1日から建設リサイクル法届出・通知の電子申請が可能です。
- 上記に伴い、窓口で配布していた届出済シールは廃止します。
- 届出及び通知の情報はフォームに入力してください。
- 別表1～3の情報については、法第12条第1項により発注者へ説明する必要があることから別途作成のうえPDFやExcelで添付してください。
- ※届出書が受理された日を含めて7日間は工事の着手はできません。電子申請を利用される場合、受付完了メールの処理に若干の時間を要することが予想されますので、余裕を持った手続きをお願いします。受付後は受付した旨を返信しますのでメールアドレスはお間違いなくご入力をお願いします。
- 疑義がある場合はその旨をメール又は電話で連絡いたします。
- 来庁不要で、いつでも、どこでも申請は可能です。ただし、受付日は平日（閉庁日を除く）になります。

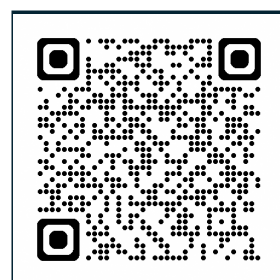
ぜひ電子申請で

お問い合わせ

焼津市 都市政策部 建築住宅課 建築審査担当

TEL 054-626-2161 FAX 054-626-2184

<https://12c8c18d.form.kintoneapp.com/public/yuryo-chouki-hokoku>



建設リサイクル法 届出済シールを廃止します

焼津市では、平成24年4月から、窓口において、建設リサイクル法対象建設工事届出書の受付後、届出者に対して「建設リサイクル法届出済シール」をお渡しておりましたが、同届出の電子申請の開始に伴い、令和7年10月1日以降に受付される届出書について「建設リサイクル法届出済シール」を廃止します。

令和7年10月1日以降、以下の届出済シールは発行しません



- ※ 令和7年10月1日以降、電子申請により届出されたものについては、受付完了メールの返信をもって届出が受理されたものと判断して下さい。
- ※ 届出書が受理された日を含めて7日間は工事の着手はできません。電子申請を利用される場合、受付完了メールの処理に若干の時間を要することが予想されますので、余裕を持った手続きをお願いします。
- ※ 電子申請と並行して、引き続き、紙による届出も窓口にて受付します。この場合においても届出済シールは発行されません。（受付印の押印のみ）

【問い合わせ先】焼津市 都市政策部 建築住宅課

〒425-8502

焼津市本町2丁目16-32（本庁舎5階）

電話 054-626-2161